

## 東京医療保健大学紀要委員会規程

### (設置)

第1条 東京医療保健大学は、紀要の編集及び発行等を行うため東京医療保健大学紀要委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 紀要の編集方針
- (2) 投稿論文の募集要領
- (3) 投稿論文の査読者の選定
- (4) その他紀要の編集と発行に必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 大学経営会議で任命する専任教員
- (2) 大学経営会議室長
- (3) 事務局長
- (4) 教務部長
- (5) 研究協力部長

### (委員の任期)

第4条 前条1号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は、大学経営会議にて任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (事務)

第6条 委員会に関する事務は、研究協力部で行う。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学経営会議が行う。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。